

○奈良市情報公開条例

平成19年12月25日条例第45号

改正

平成24年3月30日条例第8号

平成25年12月24日条例第78号

平成27年7月6日条例第28号

奈良市情報公開条例

奈良市情報公開条例（平成9年奈良市条例第34号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）

第3章 不服申立て等（第18条—第20条）

第4章 奈良市情報公開審査会（第21条—第27条）

第5章 情報公開の総合的推進（第28条—第31条）

第6章 雑則（第32条—第35条）

第7章 罰則（第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （2） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、

当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの

イ 図書館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 行政文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して、その権利を正当に行使用するとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

4 実施機関は、第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）が権利の濫用に当たるかどうかを判断するために必要とされる基準を別に定めるものとする。

(開示請求の手続)

第6条 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにして請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 開示請求をしようとする行政文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示

請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 前項前段の場合において、開示請求者が指定された期限までに補正しないときは、実施機関は、当該開示請求を却下し、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定は、再度の開示請求を妨げるものではない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書の開示をしなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつ

ては、当該部分を除く。)

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の

情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- 2 不開示情報が記録されている行政文書について実施機関が開示することの公益性を判断するに当たっては、不開示情報の規定によって保護される利益が不当に侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を具体的に記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を併せて開示請求者に通知するものとする。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日か

ら起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者

に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。ただし、行政文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、実施機関が定める方法により交付される物を含む。第17条において同じ。）を送付することにより行う場合にあつては、この限りでない。

3 開示決定を受けた者は、第11条第1項の書面により指定した日から起算して90日以内に開示請求をしたすべての行政文書の開示を受けなければならない。ただし、実施機関が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、再度の開示請求を妨げるものではない。

(法令等による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第17条 第15条第1項の規定により行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 不服申立て等

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次のいずれかに該当す

るときを除き、奈良市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第19条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 奈良市情報公開審査会

（情報公開審査会）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じて調査審議するため、奈良市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議するとともに、実施機関に建議することができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第5章 情報公開の総合的推進

(情報提供施策の充実)

第28条 市は、その保有する情報を適時に、かつ、適切な方法で市民が得られるよう、情報の提供に関する施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(会議の公開)

第29条 本市において地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに類する機関(以下「審議会等」という。)の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により、公開しないこととされているもの
- (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等をするもの
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、審議会等の出席委員の3分の2以上の多数の議決により、会議の全部又は一部を公開しないこととしたもの

(出資法人の情報公開)

第30条 市が出資する法人で市長が規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第31条 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(指定管理者でなくなったものを含む。以下「指定管理者」という。)は、自己が管理し、又は管理した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- 3 実施機関は、第1項の情報に係る文書等であって、実施機関が保有していないものについて、開示請求があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書等の提出を求めるものとする。
- 4 前項の規定に基づき提出を受けた文書等については、第2条第2号に規定する行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

第6章 雑則

(行政文書の管理)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(検索資料の作成)

第33条 実施機関は、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第34条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第36条 第21条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定（附則第6項及び第8項を除く。）は、平成10年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用する。
- 3 第31条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公の施設を管理する

指定管理者について適用し、同条第3項の規定は、施行日以後に指定管理者の職員が作成し、又は取得した文書等について適用する。

4 附則第2項の規定にかかわらず、月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に月ヶ瀬村情報公開条例（平成13年月ヶ瀬村条例第10号）に規定する実施機関の職員が作成し、保有し、又は取得した情報については、次に掲げるものを実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

（1）平成14年4月1日以後に作成し、保有し、又は取得した情報

（2）平成10年4月1日から平成14年3月31日までの間に作成し、保有し、又は取得した情報で、
目録が整備されたもの

5 附則第2項の規定にかかわらず、編入日前に都祁村情報公開条例（平成15年都祁村条例第24号）に規定する実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書については、平成16年4月1日以後に作成し、又は取得したものを、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

（適用外行政文書の任意開示）

6 実施機関は、平成10年4月1日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について行政文書の開示の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げるものについて行政文書の開示の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

（1）編入日前に月ヶ瀬村情報公開条例に規定する実施機関の職員が平成10年4月1日前に作成し、保有し、又は取得した情報で、目録が整備されたもの

（2）編入日前に都祁村情報公開条例に規定する実施機関の職員が平成16年4月1日前に作成し、又は取得した行政文書で、その検索に必要な目録の整備が終了しているもの

8 第17条の規定は、前2項の規定により行政文書の写しの交付を受ける者について準用する。

9 附則第2項及び第6項の規定にかかわらず、編入日前に山辺広域行政事務組合の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等であって、編入日以後において実施機関が保有する行政文書については、この条例の規定は適用しない。

（経過措置）

10 この条例の施行の際、この条例による改正前の奈良市情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 11 改正前の条例第14条第1項の規定により設置された奈良市情報公開審査会は、第21条第1項の規定により設置された奈良市情報公開審査会とし、同一性をもって存続するものとする。

(奈良市個人情報保護条例の一部改正)

- 12 奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年3月30日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた行政文書の開示請求について適用し、同日前にされた行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第78号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成27年7月6日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。